

練馬区告示第473号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2および練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）第6条の規定により、令和8年度軽自動車税納税通知書の送達不能な者につき、別紙名簿のとおり公示する。

なお、納税義務者から当該納税通知書の請求があったときは直ちに交付する。

令和8年9月11日

練馬区長 吉田 健一

公示日:令和8年9月11日

No.	氏名／名称
1	石橋徹也
2	株式会社ライトグリーン
3	有限会社山京自動車
4	有限会社千代田総合美術
5	株式会社ビルス